

## 【別添3】多子加算に係る具体例について

### 【提出は必要:事例1】

・子が3人以上おり、第1子が大学生年代になる場合

	児童手当	第1子	第2子	第3子
R7年度	計50,000円	①高校3年生 10,000円	②高校1年生 10,000円	③中学2年生 30,000円
R8年度 (提出あり)	計40,000円	①大学1年生 0円	②高校2年生 10,000円	③中学3年生 30,000円
R8年度 (提出なし)	計20,000円	—	①高校2年生 10,000円	②中学3年生 10,000円

〔提出書類〕

・額改定届(減額改定)  
(様式第1号)

・監護相当・生計費の負担  
についての確認書  
(様式第16号)

提出がない場合、第1子は職権により消滅し、人数にカウントされなくなります。

## 【別添3】多子加算に係る具体例について

### 【提出は必要:事例2】

・子が3人以上おり、第1子が既に大学生年代、第2子が大学生年代になる場合

	児童手当	第1子	第2子	第3子
R7年度	計40,000円	①大学2年生 0円	②高校3年生 10,000円	③中学3年生 30,000円
R8年度 (提出あり)	計30,000円	①大学3年生 0円	②大学1年生 0円	③高校1年生 30,000円
R8年度 (提出なし)	計10,000円	①大学3年生 0円	—	②高校1年生 10,000円

〔提出書類〕  
・額改定届(減額改定)  
(様式第1号)  
・監護相当・生計費の負担  
についての確認書  
(様式第16号)

提出がない場合、第2子は職権により消滅し、人数にカウントされなくなります。

## 【別添3】多子加算に係る具体例について

### 【場合によっては提出が必要:事例3】

・子が3人以上おり、第1子・第2子が大学生年代だが、第2子が短大・専門学校・予備校等で令和8年3月に卒業予定として登録されており、かつ、引き続き経済的負担がある場合

	児童手当	第1子	第2子	第3子
R7年度	計30,000円	①大学3年生 0円	②大学2年生年代 0円	③中学3年生 30,000円
R8年度 (提出あり)	計30,000円	①大学4年生 0円	②大学3年生年代 0円	③高校1年生 30,000円
R8年度 (提出なし)	計10,000円	①大学4年生 0円	—	②高校1年生 10,000円

〔提出書類〕  
・監護相当・生計費の負担についての確認書  
(様式第16号)

提出がない場合、第2子は職権により消滅し、人数にカウントされなくなります。  
※第2子が就職により経済的負担がなくなった場合は様式第16号の提出は不要です。

## 【別添3】多子加算に係る具体例について

### 【提出は不要:事例1】

・子が3人以上おり、第1子・第2子が既に大学生、第3子が高校生以下の場合

	児童手当	第1子	第2子	第3子
R7年度	計30,000円	①大学3年生 0円	②大学1年生 0円	③高校1年生 30,000円
R8年度	計30,000円	①大学4年生 0円	②大学2年生 0円	③高校2年生 30,000円

職権による消滅が発生しないため、提出は不要。

## 【別添3】多子加算に係る具体例について

### 【提出は不要:事例2】

・子が3人以上おり、第1子が既に大学生、第2子・第3子が高校生以下の場合

	児童手当	第1子	第2子	第3子
R7年度	計40,000円	①大学2年生 0円	②高校1年生 10,000円	③中学1年生 30,000円
R8年度	計40,000円	①大学3年生 0円	②高校2年生 10,000円	③中学2年生 30,000円

職権による消滅が発生しないため、提出は不要。

## 【別添3】多子加算に係る具体例について

### 【提出は不要:事例3】

- ・R7年度時点では子が3人いるが、第1子が大学4年生年代で年齢要件によりカウントされなくなる場合

	児童手当	第1子	第2子	第3子
R7年度	計40,000円	①大学4年生 0円	②高校3年生 10,000円	③中学3年生 30,000円
R8年度	計10,000円	—	—	①高校1年生 10,000円

※「高校3年生がいるので提出します!」といってもR8年度時点では算定可能な子が3人以上いないため、提出しても額が変わらないことから申請不要です。

子が3人以上いないため、多子加算は対象外であり、第1子・第2子は職権により消滅し、減額改定となります。

## 【別添3】多子加算に係る具体例について

### 【提出は不要:事例4】

- ・第1子が大学生年代になるが、子が2人以下の場合

	児童手当	第1子	第2子
R7年度	計20,000円	①高校3年生 10,000円	②高校1年生 10,000円
R8年度	計10,000円	—	①高校2年生 10,000円



子が3人以上いないため、多子加算は対象外であり、第1子は職権により消滅し、減額改定となります。

## 【別添3】多子加算に係る具体例について

### 【注意事項】

- これらはいくまでも例であるため、子が4人以上いる場合等、柔軟に対応願います。
- 提出期限までに提出されていない場合、提出のあった月の翌月分(5月以降)からの多子加算適用となりますので注意してください。
- 児童の兄弟等(大学生年代)で「無職」や「その他」として認定されているが、進学・就職する等により認定済みの内容に変更がある場合、随時、様式第16号を提出してください。
- その他、判断に迷う点がありましたら御連絡ください。